

## 別添 1

### ワクチン接種に関する日本歯科医師会の見解

※2021/3/25 定例記者会見発表

1. ワクチンの接種は「医行為」であり、歯科医師が行うことは医師法違反に当たり、行うことはできない扱いである。
2. 今回の新型コロナウイルス感染症という緊急事態で、接種を行う医師や看護師のマンパワーの不足等へ対応する必要があれば、昨年歯科医師による P C R 検査の検体採取を特例的に認めたように、「違法性を阻却する措置」を講じた上で歯科医師が接種することは可能と認識する。
3. 医師、看護師が足りないことで、国や医師会からの要請があれば、歯科界として全面協力をする方針であり、かねてよりそのスタンスは、日本医師会、厚労省にもお伝えしている。
4. 歯科の学会分科会からも非公式に「万が一の場合には協力する意思があること」を伺っており、予期せぬ事態に備えた対応は念頭においている。